

2章 市税のあらまし

税 目		納 税 義 務 者 等	課 税 標 準	税率(税額)
普 通 税	市 民 税	個人	・1月1日現在、区内に住所を有する者 …所得割と均等割	【均等割】 定額課税 3,000円 (県民税:1,000円)
			・区内に住所を有しないが、事務所・事業所又は家屋敷を有する者 …均等割	【所得割】 前年の所得 8% (県民税:2%) ※分離課税が適用される所得に係る特例あり
		法人	・区内に事務所等がある法人 …法人税割と均等割	【均等割】 資本金等の額と従業員数の合計数により9段階に区分 5万円～300万円 (42ページ参照)
			・区内に事務所等を有し、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人 …法人税割	【法人税割】 法人税額 6.0%～8.4% (43ページ参照)
	固定資産税		・1月1日現在、区内に土地・家屋・償却資産を所有している者	固定資産の価格等 1.4%
	軽自動車税	種別割	・4月1日現在、原動機付自転車、二輪及び三輪以上の軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者	— 1,000円～12,900円 (50、51ページ参照)
		環境性能割	・三輪以上の軽自動車を取得したときにかかります。 (軽自動車税環境性能割の賦課徴収は、当分の間、県が行います)	
	市たばこ税		・製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者	たばこの売渡し本数 1,000本につき6,552円
	鉱産税		・鉱物の採掘事業を行う鉱業者	鉱物の価格 1% (又は0.7%)
	特別土地保有税		平成15年度以降課税停止	— —
目 的 税	都市計画税	・1月1日現在、市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者	固定資産の価格等 0.3%	
	事業所税	・事業所等において事業を行う法人又は個人	【資産割】 事業所床面積 1㎡につき600円	
			【従業者割】 従業者給与総額 0.25%	
入湯税		・鉱泉浴場(温泉)を利用する入湯客	— 1人1日150円	

普通税 … 納められた税金の使い道が限定されず、どのような仕事の費用にもあてることができる税金をいいます。

目的税 … 使い道が特定されている税金で、例えば、都市計画税は都市計画事業等の費用にあてられます。

市民税は、日常の生活に直接結びついた様々な行政サービスを行うために必要な費用を、多くの市民のみなさんに広く負担をしていただくための税金で、県民税とあわせて住民税と呼ばれています。

市民税には、個人市民税と法人市民税があります。

お問い合わせ先 57ページ 各市税事務所市民税課個人市民税班

個人市民税

1 個人市民税とは

個人市民税は、市内に住所や事務所・事業所等がある個人の方に納めていただく税金で、一定の額を負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割があります。なお、令和6年度より、市内に住所がある方は、均等割と併せて、国税である森林環境税を負担していただくこととなります。

2 納税義務者

個人市民税を納めていただく方は、毎年1月1日(賦課期日)現在において「3 個人市民税がかからない方」に該当する場合を除き、次のとおりです。

納 税 義 務 者	納めるべき税額		
	均 等 割	所 得 割	森林環境税
区内に住所がある個人	○	○	○※
区内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷がある個人	○	—	—

※均等割がかかる場合に併せて納めます。

3 個人市民税がかからない方

均等割も所得割も かからない方	①生活保護法の規定によって生活扶助を受けている方 ②障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の <u>合計所得金額</u> が135万円以下の方
均等割が かからない方	①扶養親族なし…前年の <u>合計所得金額</u> が45万円以下の方 ②扶養親族あり…前年の <u>合計所得金額</u> が35万円×(同一生計配偶者+控除対象扶養親族数+16歳未満の扶養親族数+1)+31万円以下の方
所得割が かからない方	①扶養親族なし…前年の <u>総所得金額等</u> が45万円以下の方 ②扶養親族あり…前年の <u>総所得金額等</u> が35万円×(同一生計配偶者+控除対象扶養親族数+16歳未満の扶養親族数+1)+42万円以下の方

合計所得金額…不動産所得、事業所得、給与所得などの各所得の金額を合計した金額
総所得金額等…合計所得金額から、損失の繰越控除を適用した後の金額

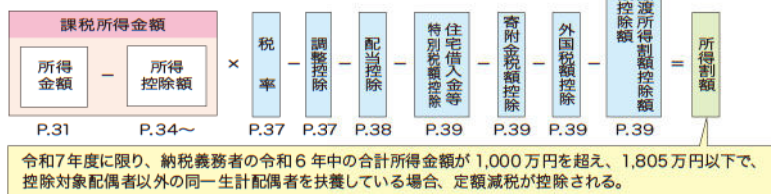
注意 上場株式等の配当所得や源泉徴収ありを選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得等を申告した場合は、以下に用いられる所得金額に含まれます。
 ・扶養控除や配偶者控除の適用の可否・国民健康保険料や介護保険料等の算定

4 税額の計算

(1) 均等割・森林環境税

市民税 3,000円・県民税 1,000円・森林環境税 1,000円

(2) 所得割



5 個人市民税の申告

区内に住所がある方は、その年の1月1日現在の住所地にある市税事務所又は市税出張所に、所得金額などを記載した申告書を、3月15日までに提出していただくことになっています。また、区内に住所がない方でも、区内に事務所、事業所又は家屋敷がある場合には申告が必要になります。

ただし、次に該当する方は申告の必要がありません。

- (1) 前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
※ただし、雑損控除や医療費控除の適用を受けようとする方（所得税の確定申告書を税務署に提出する方は除く）は、申告書を提出してください。
- (2) 前年中の所得が公的年金等に係る雑所得（外国の公的年金は除く）だけで、公的年金等の支払者から公的年金等支払報告書が提出されている方
※ただし、日本年金機構等へ報告した扶養人数が変わった方、公的年金から天引きされていない健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、並びに生命保険料、地震保険料などの支払いがあり、所得控除額が変わる方は申告書を提出してください。
- (3) 所得税の確定申告書を税務署に提出した方
※給与所得者で、給与以外の所得金額の合計額が20万円以下で所得税の確定申告をする必要のない場合でも、個人市民税の申告は必要となります。
- (4) 前年の合計所得が45万円以下の方
※ただし、所得証明書や各種保険料等の算定に申告が必要な場合は、申告書を提出してください。

6 納税の方法

(1) 事業所得者などの納税方法（普通徴収）

事業所得者などの市民税は、市税事務所からお送りする納税通知書により、年4回（6月、8月、10月、翌年の1月）に分けて納めていただくことになっています。

(2) 給与所得者の納税方法（特別徴収）

給与所得者の市民税は、会社等の給与支払者が市税事務所から通知された税額を通常6月から翌年の5月までの12回に分けて、給与から差し引いて納めることになっています。

(3) 年の中途で退職した場合の納税方法

毎月の給与から市民税を特別徴収されていた納税者が退職したときは、次の場合を除き、その翌月以降の残税額を普通徴収の方法によって納税していただきます。

- ア その納税者がほかの会社に就職し、引き続き特別徴収されることを申し出た場合
- イ 6月1日から12月31日までの間に退職した方で、残税額を退職金などからまとめて特別徴収されることを申し出た場合
- ウ 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した方で、残税額を超える退職金などがある場合（この場合は、本人の申出が無くても退職金などから残税額が徴収されます）

7 所得金額

所得割の税額計算の基礎は所得金額です。所得の種類は所得税と同様10種類で、その金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引くことによって算定されます。

なお、令和7年度分の個人市民税においては、令和6年中の所得金額が基準となります。

(1) 所得の種類

所得の種類			所得金額の計算方法
1	利子所得(注1)	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額
2	配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
3	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費
5	給与所得	給与所得者の給与など	収入金額－給与所得控除額(又は特定支出の額の合計額)
6	退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2(注2)
7	山林所得	山林の伐採又は譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額
8	譲渡所得	財産や権利を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額(注3)
9	一時所得	生命保険・損害保険の満期返戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額(注3)
10	雑所得	公的年金及び上記の各所得に当てはまらない所得	(公的年金等収入金額－公的年金等控除額)＋(公的年金等以外の収入金額－必要経費)

注1 県民税利子割の対象となる利子所得は、所得割の課税対象に含みません。

注2 平成25年1月1日以後に勤続年数5年以下の役員等に支払われるべき退職金については、退職所得の金額＝収入金額－退職所得控除額となります。

また、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に対応するものとして支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの(以下「短期退職手当等」という。)に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととなります。

注3 総所得金額を計算する場合は、譲渡所得のうち総合課税の長期のものと一時所得は、上記計算式により求めた所得金額を2分の1にした額となります。

(2) 給与所得控除

給与所得については、必要経費に代わるものとして、次の表のとおり収入金額に応じ、給与所得控除額を算出します。

収入金額	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額 × 40% - 100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額 × 30% + 80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額 × 20% + 440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額 × 10% + 1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円

※収入金額が660万円以下である場合の所得金額は、所得税法別表5（簡易給与所得表）によって求めた額になります。

(3) 所得金額調整控除

- ア 租税特別措置法第41条の3の11第1項の規定に基づく所得金額調整控除
その年中の給与等の収入金額が850万円を超える者で下記のいずれかの要件に該当する場合、その年中の給与等の収入金額（当該給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の100分の10に相当する金額を、その年分の給与所得の金額から控除します。
- ・特別障害者に該当する者
 - ・年齢23歳未満の扶養親族を有する者
 - ・特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する者
- イ 租税特別措置法第41条の3の11第2項の規定に基づく所得金額調整控除
その年分の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある者で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える者に係る総所得金額を計算する場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額（当該給与所得控除後の給与等の金額が10万円を超える場合には、10万円）及び当該公的年金等に係る雑所得の金額（当該公的年金等に係る雑所得の金額が10万円を超える場合には、10万円）の合計額から10万円を控除した残額を、その年分の給与所得の金額（前項の規定の適用がある場合には、同項の規定による控除をした残額）から控除します。
- ※上記イの「給与所得控除後の給与等の金額」とは、上記アにおける所得金額調整控除後の金額となります。

(4) 退職所得控除

退職所得については、必要経費に代わるものとして、次の表のとおり収入金額に応じ、退職所得控除額を算出します。

勤続年数	退職所得控除額	
20年以下の場合	$40\text{万円} \times \text{勤続年数}$	最低80万円とし、障害退職者は100万円を加算します。
20年を超えた場合	$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$	

※勤続年数に1年に満たない勤務期間があるときは、切り上げて計算します。

(5) 公的年金等控除

過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金、恩給、国民年金など（以下「公的年金等」といいます）による雑所得の金額は、その年中の公的年金等の収入金額の合計額から次の表の公的年金等控除額を控除した残額となります。

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等控除額
65歳以上の方 (令和7年度は 昭和35年1月1 日以前に生まれ た方)	3,299,999円まで	1,100,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	収入金額 $\times$ 25% + 275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	収入金額 $\times$ 15% + 685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	収入金額 $\times$ 5% + 1,455,000円
	10,000,000円以上	1,955,000円
65歳未満の方 (令和7年度は 昭和35年1月2 日以後に生まれ た方)	1,299,999円まで	600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	収入金額 $\times$ 25% + 275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	収入金額 $\times$ 15% + 685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	収入金額 $\times$ 5% + 1,455,000円
	10,000,000円以上	1,955,000円

※上表は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合となり、1,000万円を超える方は10万円、2,000万円を超える方は20万円を上記の公的年金等控除額から減額します。

8 所得控除

所得控除は、納税義務者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、所得金額から差し引くことになっています。

種 類	要 件	控 除 額																																											
基礎控除	本人の前年の合計所得金額が2,500万円以下	43万円 ※ただし、合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が逡減します。																																											
配偶者控除	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者を有する場合	<table><tr><th>納税者本人の合計所得金額</th><th>一般の配偶者</th><th>70歳以上の配偶者</th></tr><tr><td>900万円以下</td><td>33万円</td><td>38万円</td></tr><tr><td>900万円超 950万円以下</td><td>22万円</td><td>26万円</td></tr><tr><td>950万円超 1,000万円以下</td><td>11万円</td><td>13万円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ※配偶者が、本人又は生計を一にする親族と同居している特別障害者である配偶者の場合は、さらに障害者控除として53万円を控除できます。	納税者本人の合計所得金額	一般の配偶者	70歳以上の配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超 950万円以下	22万円	26万円	950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	1,000万円超	—	—																												
納税者本人の合計所得金額	一般の配偶者	70歳以上の配偶者																																											
900万円以下	33万円	38万円																																											
900万円超 950万円以下	22万円	26万円																																											
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円																																											
1,000万円超	—	—																																											
配偶者特別控除	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ生計を一にする配偶者を有する場合	<table><tr><th rowspan="2">配偶者の合計所得</th><th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>48万円超 100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr><tr><td>133万円超</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr></table>	配偶者の合計所得	納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円
配偶者の合計所得	納税者本人の合計所得金額																																												
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																										
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																										
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																										
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																										
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																										
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																										
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																										
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																										
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																										
133万円超	0円	0円	0円																																										
扶養控除	前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする扶養親族を有する場合	生計を一にしている下記の方を扶養している場合 <table><tr><th>扶養親族の年齢</th><th>控除額</th></tr><tr><td>16歳未満（H21.1.2生～）</td><td>0万円</td></tr><tr><td>16歳以上19歳未満（H18.1.2生～H21.1.1生）</td><td>33万円</td></tr><tr><td>19歳以上23歳未満（H14.1.2生～H18.1.1生）</td><td>45万円</td></tr><tr><td>23歳以上70歳未満（S30.1.2生～H14.1.1生）</td><td>33万円</td></tr><tr><td>70歳以上（～S30.1.1生）</td><td>38万円</td></tr></table> ※本人又は配偶者の直系尊属でそのいずれかと同居を常としている70歳以上の方を扶養している場合は、38万円ではなく45万円を控除できます。 また、国外居住親族について扶養控除の適用を受けようとする居住者は、次表のとおり、その国外居住親族の年齢等の区分に応じて、該当する全ての確認書類を提出又は提示する必要があります。 <table><tr><th>区分</th><th>必要な確認書類</th></tr><tr><td>16歳未満</td><td>親族関係書類、送金関係書類</td></tr><tr><td>16歳以上30歳未満または70歳以上</td><td></td></tr><tr><td>30歳以上70歳未満 ①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td><td>親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類</td></tr><tr><td>②障害者</td><td>親族関係書類、送金関係書類</td></tr><tr><td>③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者</td><td>親族関係書類、38万円送金書類</td></tr><tr><td>上記①～③以外の者</td><td>扶養控除の対象外</td></tr></table>	扶養親族の年齢	控除額	16歳未満（H21.1.2生～）	0万円	16歳以上19歳未満（H18.1.2生～H21.1.1生）	33万円	19歳以上23歳未満（H14.1.2生～H18.1.1生）	45万円	23歳以上70歳未満（S30.1.2生～H14.1.1生）	33万円	70歳以上（～S30.1.1生）	38万円	区分	必要な確認書類	16歳未満	親族関係書類、送金関係書類	16歳以上30歳未満または70歳以上		30歳以上70歳未満 ①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類	②障害者	親族関係書類、送金関係書類	③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	親族関係書類、38万円送金書類	上記①～③以外の者	扶養控除の対象外																	
扶養親族の年齢	控除額																																												
16歳未満（H21.1.2生～）	0万円																																												
16歳以上19歳未満（H18.1.2生～H21.1.1生）	33万円																																												
19歳以上23歳未満（H14.1.2生～H18.1.1生）	45万円																																												
23歳以上70歳未満（S30.1.2生～H14.1.1生）	33万円																																												
70歳以上（～S30.1.1生）	38万円																																												
区分	必要な確認書類																																												
16歳未満	親族関係書類、送金関係書類																																												
16歳以上30歳未満または70歳以上																																													
30歳以上70歳未満 ①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類																																												
②障害者	親族関係書類、送金関係書類																																												
③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	親族関係書類、38万円送金書類																																												
上記①～③以外の者	扶養控除の対象外																																												
社会保険料控除	前年中に社会保険料（健康保険や国民年金、介護保険、後期高齢者医療の保険料等）を支払った場合	支払った保険料の全額																																											

種 類	要 件	控 除 額																				
小規模企業 共済等掛金 控除	前年中に小規模企業 共済等掛金や確定拠 出年金法の個人型年 金加入者掛金、心身障 害者扶養共済制度の 掛金を支払った場合	支払った掛金の全額																				
医療費控除	前年中に本人又は本 人と生計を一にする配 偶者その他の親族の 医療費を支払った場合	(支払った医療費－保険等により補てんされた額)－{(総 所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} (限度額200万円)																				
スイッチOTC 薬控除(医 療費控除の 特例)	一定の取組を行う 個人が、前年中に本 人又は本人と生計を 一にする配偶者 その他の親族に係 るスイッチOTC薬を 購入した場合	(スイッチOTC薬の購入費－保険等により補てんされた 額)－12,000円(限度額88,000円) ※スイッチOTC薬とは、医師によって処方される医薬品か ら、薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬 品のことです。 ※「一定の取組」とは、定期健康診断、予防接種、健康診査、 がん検診などです。																				
生命保険料 控除	前年中に ①生命保険契約等 の保険料 ②個人年金保険契 約等の保険料 又は ③介護医療保険契 約等の保険料 を支払った場合	①～③のそれぞれの保険料について、下記表の計算に より求めた額の合計額が控除額になります。 なお、合計適用限度額は70,000円です。 ア 平成24年1月1日以後に契約締結(新契約) <table><tr><th>支払保険料 (A)</th><th>控除額</th></tr><tr><td>12,000円まで</td><td>Aの全額</td></tr><tr><td>12,001円から 32,000円まで</td><td>Aの合計額×1/2+6,000円</td></tr><tr><td>32,001円から 56,000円まで</td><td>Aの合計額×1/4+14,000円</td></tr><tr><td>56,001円から</td><td>28,000円(限度額)</td></tr></table> イ 平成23年12月31日以前に契約締結(旧契約) <table><tr><th>支払保険料 (A)</th><th>控除額</th></tr><tr><td>15,000円まで</td><td>Aの全額</td></tr><tr><td>15,001円から 40,000円まで</td><td>Aの合計額×1/2+7,500円</td></tr><tr><td>40,001円から 70,000円まで</td><td>Aの合計額×1/4+17,500円</td></tr><tr><td>70,001円から</td><td>35,000円(限度額)</td></tr></table> ウ 新契約・旧契約両方の保険料を支払った場合 アとイで算出した合計額(限度額28,000円) なお、旧契約分の控除額がアとイで算出した合計額を 上回る場合は、旧契約のみの控除額(限度額35,000 円)を適用します。	支払保険料 (A)	控除額	12,000円まで	Aの全額	12,001円から 32,000円まで	Aの合計額×1/2+6,000円	32,001円から 56,000円まで	Aの合計額×1/4+14,000円	56,001円から	28,000円(限度額)	支払保険料 (A)	控除額	15,000円まで	Aの全額	15,001円から 40,000円まで	Aの合計額×1/2+7,500円	40,001円から 70,000円まで	Aの合計額×1/4+17,500円	70,001円から	35,000円(限度額)
支払保険料 (A)	控除額																					
12,000円まで	Aの全額																					
12,001円から 32,000円まで	Aの合計額×1/2+6,000円																					
32,001円から 56,000円まで	Aの合計額×1/4+14,000円																					
56,001円から	28,000円(限度額)																					
支払保険料 (A)	控除額																					
15,000円まで	Aの全額																					
15,001円から 40,000円まで	Aの合計額×1/2+7,500円																					
40,001円から 70,000円まで	Aの合計額×1/4+17,500円																					
70,001円から	35,000円(限度額)																					
雑損控除	前年中に本人又は本 人と生計を一にする 親族が所有する資産 について災害等によ り損失を受けた場合	①と②のいずれか多い金額 ①(損失の金額－保険等により補てんされた額) －(総所得金額等×10%) ②(災害関連支出の金額－保険等により補てんされた 額)－5万円																				

種 類	要 件	控 除 額								
地震保険料 控除	前年中に地震保険 契約に係る保険料 又は長期損害保険 契約(※)に係る保険 料を支払った場合 (※)長期損害保険 契約については、平 成18年12月31日ま でに契約したもの が対象となります。	①支払った保険料が地震保険契約に係るもののみの場合								
		<table><tr><th>支払保険料 (A)</th><th>控除額</th></tr><tr><td>50,000円まで</td><td>Aの合計額 × 1/2</td></tr><tr><td>50,001円から</td><td>25,000円 (限度額)</td></tr></table>	支払保険料 (A)	控除額	50,000円まで	Aの合計額 × 1/2	50,001円から	25,000円 (限度額)		
		支払保険料 (A)	控除額							
		50,000円まで	Aの合計額 × 1/2							
50,001円から	25,000円 (限度額)									
②支払った保険料が長期損害保険料に係るもののみの場合										
<table><tr><th>支払保険料 (A)</th><th>控除額</th></tr><tr><td>5,000円まで</td><td>Aの全額</td></tr><tr><td>5,001円から 15,000円まで</td><td>Aの合計額 × 1/2 + 2,500円</td></tr><tr><td>15,001円から</td><td>10,000円 (限度額)</td></tr></table>	支払保険料 (A)	控除額	5,000円まで	Aの全額	5,001円から 15,000円まで	Aの合計額 × 1/2 + 2,500円	15,001円から	10,000円 (限度額)		
支払保険料 (A)	控除額									
5,000円まで	Aの全額									
5,001円から 15,000円まで	Aの合計額 × 1/2 + 2,500円									
15,001円から	10,000円 (限度額)									
支払った保険料が①と②の両方の場合 (①で求めた額) と (②で求めた額) の合計額となります。 (限度額25,000円)										
勤労学生 控除	前年の合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤 労に基づかない所得が10万円以下の方	26万円								
障害者控除	本人、同一生計配偶 者、扶養親族が身体 障害者手帳、精神障 害者保健福祉手帳 等をお持ちの場合 なお、身体障害者手 帳の障害の程度が 1・2級の方、精神障 害者保健福祉手帳 の障害の等級が1級 の方は、特別障害者 控除が適用されま す。	<table><tr><th>障害の程度</th><th>控除額</th></tr><tr><td>普通障害者1人につき</td><td>26万円</td></tr><tr><td>特別障害者1人につき</td><td>30万円</td></tr><tr><td>同居特別障害者1人につき</td><td>53万円</td></tr></table>	障害の程度	控除額	普通障害者1人につき	26万円	特別障害者1人につき	30万円	同居特別障害者1人につき	53万円
		障害の程度	控除額							
普通障害者1人につき	26万円									
特別障害者1人につき	30万円									
同居特別障害者1人につき	53万円									
※障害者手帳をお持ちでない場合であっても、65歳以上の方 で、6か月程度以上寝たきりの状態が続いている方、認知症 などで日常生活に支障のある方は、「障害者控除対象者認 定書」により、障害者控除の申告が可能です。 詳細は、お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課 へお問い合わせください。										
ひとり親 控除	婚姻をしていないことまたは配偶者の生死の明らかで ない一定の方 (事実上婚姻関係と同様事情にあると認 められる一定の人がいない) で、かつ生計を一にする子 がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方 ※「生計を一にする子」とは、他の者の同一生計配偶者や 扶養親族とされていない方で、前年の総所得金額等が 48万円以下である方	30万円								
寡婦控除	夫と死別した後婚姻をしていない方、夫の生死が明らか でない一定の方や夫と離婚した後婚姻をしておらず扶 養親族がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以 下の方	26万円								

9 所得割の税率

所得割の税率は、所得の多い少ないにかかわらず一律10%（市民税8%、県民税2%）です。

10 所得割の特例

(1) 退職所得の現年分離課税

退職所得については、他の所得と分離して、市民税6%、県民税4%の税率で課税され、退職手当等の支払を受けるときに、支払者がその額を天引きします。

(2) 土地建物等を譲渡したときの分離課税

土地及び土地の上に存する権利、建物、その付属設備、構築物を譲渡したときの譲渡所得については、他の所得と分離して、次の税率で課税されます。

区 分		市 民 税	県 民 税
課税短期譲渡 所得金額	国又は地方公共団体等 に対する譲渡	4%	1%
	上記のもの以外の譲渡	7.2%	1.8%
課税長期譲渡 所得金額	一般の譲渡	一律	4%
	優良住宅 地の譲渡	2千万円以下	3.2%
		2千万円超	4%－16万円
	居住用財 産の譲渡	6千万円以下	3.2%
		6千万円超	4%－48万円

(3) 上場株式等に係る配当所得の申告分離課税

上場株式等に係る配当所得については、申告分離課税を選択した場合、他の所得と分離して、市民税4%、県民税1%の税率で課税されます。

(4) 株式等に係る譲渡所得の分離課税

株式等に係る譲渡所得については、他の所得と分離して、市民税4%、県民税1%の税率で課税されます。

(5) 先物取引に係る雑所得等の所得の分離課税

商品先物取引による所得で一定のものについては、他の所得と分離して、市民税4%、県民税1%の税率で課税されます。

11 調整控除

市民税・県民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があるため、同じ収入金額でも、市民税・県民税の合計課税所得金額は、所得税よりも多くなっています。そのため、納税者の税負担が税源移譲前と後で変わらないように調整するためのものです。

なお、令和3年度以降、合計所得金額が2,500万円を超える場合、適用されません。

(1) 調整控除額の計算方法

市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円以下の方	アとイのいずれか小さい額の4%を市民税、1%を県民税の所得割額からそれぞれ控除します。 ア 人的控除額の差の合計額 イ 市民税・県民税の合計課税所得金額
市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円を超える方	人的控除額の差の合計額から「市民税・県民税の合計課税所得金額－200万円」を差し引いた額（5万円に満たない場合は、5万円とします）の4%を市民税、1%を県民税の所得割額からそれぞれ控除します。

(2) 市民税・県民税と所得税の人的控除額の差額の一覧表

所得控除項目		市民税・県民税	所 得 税	控 除 の 差
配偶者控除	一般	33万円	38万円	5万円
		22万円	26万円	4万円
		11万円	13万円	2万円
	老人	38万円	48万円	10万円
		26万円	32万円	6万円
		13万円	16万円	3万円
扶養控除	一般	33万円	38万円	5万円
	特定	45万円	63万円	18万円
	老人	38万円	48万円	10万円
	同居老親等	45万円	58万円	13万円
障害者控除	その他	26万円	27万円	1万円
	特別	30万円	40万円	10万円
	同居特別	53万円	75万円	22万円
ひとり親控除	母	30万円	35万円	5万円
	父	30万円	35万円	1万円 ※
寡婦控除		26万円	27万円	1万円
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円
配偶者特別控除	480,001円～499,999円	33万円	38万円	5万円
		22万円	26万円	4万円
		11万円	13万円	2万円
	500,000円～549,999円	33万円	38万円	3万円 ※
		22万円	26万円	2万円 ※
		11万円	13万円	1万円 ※
基礎控除		43万円	48万円	5万円

※（所得税－市民税・県民税）の差額ではありません。

12 税額控除

(1) 配当控除

総合課税を選択した株式の配当等の配当所得があるときは、その金額に、次の率を乗じた金額が所得割額から差し引かれます。

課税総所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円を超える部分	
種 類		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
私募証券	外貨建等証券投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
投資信託等	外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

(2) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方で、所得税から住宅ローン控除可能額を引ききれなかった方については、所得税で引ききれなかった住宅ローン控除可能額のうち、次の算出方法により求めた金額を上限として所得割額から差し引かれます。

[控除額の算出方法] 次の①、②のうち小さい金額が控除額となります。

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た金額（上限97,500円）、ただし、平成26年4月1日以降令和3年12月31日まで（ただし、特別特例取得または特例特別特例取得※に該当する住宅を取得した場合は令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間）に居住を開始し、かつ消費税率8%または10%で契約した方は、所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た金額（上限136,500円）
※特別特例取得または特例特別特例取得に係る詳細はP7をご参照ください。

(3) 寄附金税額控除

次の（ア）と（イ）により求めた金額の合計額が所得割額から差し引かれます。それぞれの控除額は、控除対象に税額控除率を乗じて求めます。

（ア）基本控除額の計算

対象となる寄附金	控除対象	税額控除率	
		市民税	県民税
ア 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 イ 千葉県共同募金会に対する寄附金 ウ 日本赤十字社千葉県支部に対する寄附金 エ 所得税の寄附金控除の対象となる公益社団法人・財団法人、社会福祉法人、認定NPO法人等に対する寄附金（ただし、国・政党等に対する寄附金は除く）のうち、地方公共団体が条例により指定した寄附金	①ア～エの合計額 ②総所得金額等の30% (①と②のいずれか低い額) - 2,000円	8%	2%

※エの寄附金については、千葉県県税条例で指定されるものは県民税所得割額から、千葉市市税条例で指定されるものは、市民税所得割額から差し引かれます。

（イ）特例控除額の計算

対象となる寄附金	控除対象	税額控除率	
		市民税	県民税
総務大臣による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金	(寄附金額 - 2,000円) × (90% - 適用される所得税及び復興特別所得税の最高税率部分 (0% ~ 45.945%))	4 / 5	1 / 5

※特例控除額は、市民税、県民税それぞれの所得割額の2割（平成27年度以前は、1割）が限度額となります。

(4) 外国税額控除

納税者が外国で所得税や市民税・県民税に相当する税金を課税されたときは、一定の方法により外国税額が所得割額から差し引かれます。

(5) 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

市民税・県民税が特別徴収された配当所得や株式等譲渡所得を申告した場合は、配当割額や株式等譲渡所得割額が所得割額から差し引かれます。

13 公的年金に係る特別徴収制度

(1) 公的年金に係る特別徴収制度とは

この制度は、公的年金の支払者が、公的年金等（生命保険会社からの個人年金などは含みません）に係る市民税・県民税を納税者の皆さんにお支払いする年金から差し引いて、直接、市に納入する制度です。

この制度の開始により、皆さんが納税のために金融機関に出向く必要がなくなりました。

(2) 対象となる方

前年中に公的年金等の支払いを受けた、4月1日現在65歳以上の年金受給者

(3) 対象にならない方

ア 介護保険料が年金から天引きされていない方（遺族年金・障害年金から引落しされている場合を含む）

イ 年金が年額18万円未満である方

ウ 年金から市民税・県民税が引ききれない方

エ 介護保険における住所地特例により、千葉市以外の市町村に介護保険料を納めている方

(4) 年金からの天引きが中止され、普通徴収（納付書により金融機関等で納める方法）に変更される場合

ア 年金の支給停止などが発生した場合

イ 市民税・県民税額の変更があった場合※

ウ 千葉市から転出した場合※

※一定の要件のもと、年金からの天引きを継続することとなります。

(5) 天引き方法

ア 令和7年度より公的年金からの特別徴収となった方、又は前年度に税額変更等で特別徴収から普通徴収に切り替わった方

① 令和7年度の前半（普通徴収）

公的年金等に係る市民税・県民税及び森林環境税の年税額（以下「公的年金等年税額」という。）の2分の1相当額を1期（6月）・2期（8月）に納付書等により納めていただきます。

② 令和7年度の後半（特別徴収）

公的年金等年税額から上述ア①の税額を差し引いた残額を10月・12月・2月の公的年金から天引きします。

③ 令和8年度の前半（仮特別徴収）

令和7年度の公的年金等年税額の2分の1相当額を4月・6月・8月の公的年金から天引きします。

イ 前年度から引き続き公的年金からの特別徴収となる方

① 令和7年度の前半（仮特別徴収）

前年度の公的年金等年税額の2分の1相当額（定額減税の適用前の年税額）を4月・6月・8月の公的年金から天引きします。

② 令和7年度の後半（特別徴収）

令和7年度の公的年金等年税額から上述イ①の税額を差し引いた残額を10月・12月・2月の公的年金から天引きします。

③ 令和8年度の前半（仮特別徴収）

上述ア③と同様に公的年金から天引きします。

法人市民税

(普通税)

1 法人市民税とは

法人市民税は、千葉市内に事務所・事業所又は寮等を有する法人に納めていただく税金で、法人の規模に応じて一定の額を負担していただく均等割と、法人税額(国税)に応じて負担していただく法人税割があります。

2 納税義務者

法人市民税を納めていただく方は、次のとおりです。

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
区内に事務所等(注1)がある法人	○	○
区内に事務所等はないが、寮等(注2)がある法人	○	—
区内に事務所等があり、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人(法人課税信託の受託者)	—	○

注1 事務所等とは、自己の所有に属するか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

注2 寮等とは、自己の所有に属するか否かにかかわらず、宿泊所・クラブ・保養所・集会所その他これらに類するもので、法人が従業員の宿泊・慰安・娯楽等の便宜を図るために常時設けている施設をいいます。したがって、寮等と呼ばれるものであっても、その実質が独身寮・社員住宅などのように特定の従業員が居住するための施設は含まれません。

3 税額の計算

(1) 均等割

均等割は、事務所等又は寮等の所在する区ごとに課税されます。

ア 計算方法

名 称	計 算 方 法
均等割額	税率(年額) × 各区における事務所等の存在月数 ÷ 12
存在月数の計算	事務所等の存在月数の計算については、以下の点に注意してください。 ①存在月数が1か月未満の場合は、1月とします。 ②存在月数が1か月以上の場合は、1月に満たない日数を切り捨てます。 ③開設初日も存在月数に算入します。

※区ごとの均等割額に百円未満の端数があるときは、百円未満を切り捨てます。

イ 税率（年額）

法 人 の 区 分		区内の従業者数の合計数 (寮等の従業者数を含む)	
		50人超	50人以下
資本金等の 額(※)が	50億円を超える法人	300万円	41万円
	10億円を超え50億円以下の法人	175万円	41万円
	1億円を超え10億円以下の法人	40万円	16万円
	1千万円を超え1億円以下の法人	15万円	13万円
	1千万円以下の法人	12万円	5万円
公共法人・公益法人等のうち均等割が課税されるもの		5万円	
人格のない社団等のうち収益事業を行うもの			
一般社団法人・一般財団法人(非営利型に該当するものを除く)			
資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社以外)			

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」に満たない場合は、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」となります。

(2) 法人税割

千葉市のみに事務所等を有する法人と、千葉市以外にも事務所等を有する法人とで、計算方法が異なります。

ア 計算方法

① 千葉市のみに事務所等を有する法人

名 称	計 算 方 法
法人税割額	課税標準となる法人税額×税率

② 千葉市以外にも事務所等を有する法人

名 称	計 算 方 法
法人税割額	分割課税標準額×税率
分割課税標準額	一人あたりの分割課税標準額×千葉市の従業者数
一人あたりの 分割課税標準額	法人税額÷日本国内における従業者数の合計数 (小数点以下の端数がある場合は、従業者数の合計数の桁数に1を加えた数に相当する小数点以下の位の数値を切り捨てます)
千葉市の従業者数	千葉市内の従業者数(寮等に係る従業者を除きます)

※法人税割額は百円未満の端数を切り捨てます。

※課税標準額は千円未満の端数を切り捨てます。

イ 税率

法人の区分		事業年度開始日	
		H26.10.1～	R1.10.1～
資本金等の額が	5億円以上の法人	12.1%	8.4%
	1億円を超え5億円未満の法人	10.9%	7.2%
	1億円以下の法人	9.7%	6.0%

※平成26年9月30日以前に開始する事業年度においては、上表と異なる税率が適用されます。

4 納税の方法

法人市民税は、事業年度ごとに、確定申告や、仮決算による中間申告または予定申告を行うとともに、申告した税額を納付する申告納税方式（申告納付）をとっています。

(1) 申告の種類と申告期限・納付期限

申告の種類	申告期限	納付期限
確定申告	原則として事業年度終了の日の翌日から2か月以内。法人税において申告期限の延長の特例の承認を受けた場合は、同様に延長されます。	事業年度終了の日の翌日から2か月以内。法人税において申告期限の延長の特例の承認を受けた場合であっても、納付期限は延長されません。
仮決算による 中間申告 予定申告	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内	

※公共法人・公益法人等で均等割のみが課税されるものは、毎年4月30日までに均等割についての申告・納付を行う必要があります。

(2) 中間（予定）申告を行う必要のない法人

公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、事業年度が6か月以下の法人、新たに設立された法人、前事業年度の確定法人税額が20万円以下の法人等は、中間（予定）申告を行う必要はありません。

5 法人の設立・異動

千葉市内に法人を設立又は事務所等を設置した場合や、法人の名称や所在地等の内容に異動（変更）が生じた場合は、次の届出書の提出が必要となります。

区 分	必要となる届出書	必要となる添付書類（写しで可）
法人の設立又は 事務所等の設置	法人設立・設置届出書	履歴事項全部証明書、定款等
内容の異動（変更）	法人の異動・変更届出書	変更内容の確認ができる履歴事項全部証明書、定款等

固定資産税

(普通税)

1 固定資産税とは

固定資産税は、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している方に、その固定資産の価格をもとに算出された税額を納めていただく税金です。

2 納税義務者

毎年1月1日（これを「賦課期日」といいます）現在、千葉市の区内に固定資産を所有されている方

3 税額の計算

固定資産を評価し、その価格をもとに、課税標準額を算定します。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{税額}$$

課税標準額とは原則として、固定資産の価格です。ただし、土地について、住宅用地の特例措置や、税負担の調整措置の適用などがある場合は、価格より低くなります。

同一区内に所有するそれぞれの資産の課税標準額の合計額が、次の金額（免税点）未満の場合には固定資産税はかかりません。

・土地…30万円 ・家屋…20万円 ・償却資産…150万円

(1) 評価替え

土地・家屋については、原則として、基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日（1月1日）現在の価格を固定資産課税台帳に登録し、第二年度及び第三年度は新たな評価を行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます（令和7年度は第二年度です）。

ただし、第二年度及び第三年度において、①新たに固定資産税の課税対象となった土地又は家屋、②地目を変更した土地や増改築を行った家屋などについては、新たに評価を行います。

償却資産については、毎年、個々の資産の取得価額又は前年度評価額をもとに評価を行います。

(2) 土地の評価

ア 住宅用地に対する課税標準の特例措置

① 小規模住宅用地（住宅1戸につき200㎡までの部分）の課税標準額は、価格の6分の1の額に軽減されます。

② その他の住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）の課税標準額は、価格の3分の1の額に軽減されます。

なお、住宅用地の認定を行うため、次の場合には市税事務所資産税課に1月31日までに申告していただくことになっています。

- ・住宅を新築・増築した場合
- ・家屋の用途を変更した場合（一部変更も含みます）
- ・住宅を取り壊した場合

イ 住宅用地の範囲

住宅用地には次の二つがあります。

- ① 専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地
…その土地の全部（ただし、家屋の床面積10倍まで）
- ② 併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地
…その土地の面積（ただし、家屋の床面積の10倍まで）に住宅用地の率を乗じて得た面積に相当する土地

ウ 土地の課税標準額の算出方法

令和7年度の課税標準額の算出においては、課税の公平の観点から、宅地等のうち負担水準（注）の高い土地については税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準を均衡化させる措置が講じられています（税負担の調整措置）。

$$\text{(注) 負担水準} = \frac{\text{令和6年度課税標準額}}{\text{令和7年度評価額} \times \text{住宅用地特例率}1/6 \cdot 1/3} \times 100 (\%)$$

土地の課税標準額は、負担水準を求め、その率をもとに次のとおり算出します。

① 商業地等（事務所・店舗の敷地、駐車場等の土地）

負担水準	令和7年度課税標準額
70%超	令和7年度評価額 × 0.7
60%以上70%以下	令和6年度課税標準額を据え置き
60%未満	令和6年度課税標準額 + 令和7年度評価額 × 5%

令和6年度の課税標準額に令和7年度の評価額の5%を加えた額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とします。

② 住宅用地及び特定市街化区域農地

負担水準	令和7年度課税標準額
100%以上	令和7年度評価額 × 住宅用地特例率1/6・1/3
100%未満	令和6年度課税標準額 + 令和7年度評価額 × 住宅用地特例率1/6・1/3 × 5%

令和7年度評価額の20%を下回る場合には20%相当額とします。

③ 一般農地（市街化調整区域及び生産緑地地区内の農地）

次のいずれか低い額が課税標準となります。

- ・令和7年度評価額
- ・令和6年度課税標準額 × 負担調整率（注）

(注) 負担調整率

負担水準	負担調整率
90%以上	1.025
80%以上90%未満	1.05
70%以上80%未満	1.075
70%未満	1.1

(3) 家屋の評価

固定資産評価基準によって、再建築価格をもとに評価します。

ア 新築・増築家屋の評価

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

再建築価格 …… 評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

経年減点補正率 …… 家屋建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価を表したものです。

イ 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

評価額は、上記の新築家屋の評価と同様の算式により求めますが、再建築価格は、建築物価の変動分を考慮します。ただし、下記算式により算出された評価額が前年度の評価額を超える場合には、決定価格は引き上げられることなく、原則として、前年度の評価額に据え置かれます（なお、増改築または損壊等がある家屋についてはこれらを考慮して再評価されます）。

$$\text{評価額} = \text{前基準年度の再建築価格} \times \text{建築物価の変動割合} \times \text{経年減点補正率}$$

(4) 償却資産の評価

固定資産評価基準によって、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して評価します。

固定資産税における償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

ただし、鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産等や、自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税対象となるものは除きます。

なお、償却資産をお持ちの方は、東部市税事務所法人課償却資産班に毎年1月1日現在の資産の状況などについて、1月31日までに申告していただくことになっています。インターネットによる電子申告もできます。詳しくは、27ページをご覧ください。

(5) 固定資産（土地・家屋・償却資産）の現地調査

ア 土地については、分合筆や地目変更、千葉地方法務局実施の登記所備付地図作成作業等により登記事項の変更のあった土地の利用状況等を調査します。

イ 新築及び増築家屋については、税額算定のため、家屋の間取り・資材等の調査を行っています。また、取壊し等の確認のため、現地調査を行うこともあります。

ウ 償却資産については、申告書の内容を確認するため、現地調査を行ったり、参考資料の提出をお願いする場合があります。

※なお、現地調査の実施にあたり市税事務所資産税課及び法人課職員は身分証明書を携帯していますので、必要があれば提示を求めて下さい。

4 納税の方法

市税事務所からお送りする納税通知書により、年4回（4月、7月、12月、翌年2月）に分けて納めていただくことになっています。

5 固定資産の価格等の縦覧・閲覧

(1) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧とは、ご自分の資産（土地・家屋）の価格について、同一区内の他の資産と比較することによって、評価が適正かどうかを確認することができる制度です。

縦覧は、原則として毎年4月1日から4月末日までの間、資産の所在する区を管轄する市税事務所・市税出張所で行っています。

(2) 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳とは、所有者の住所・氏名、評価額、税額、土地の地番・地目・地積、家屋の家屋番号・構造・床面積などが記載された台帳のことです。

ご自分の資産の課税台帳は、資産の所在する区を管轄する市税事務所・市税出張所で閲覧することができます。

※固定資産（土地）路線価図は、どなたでも閲覧することができます。

6 固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、固定資産税の納税通知書を受け取った日後3か月以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。詳しくは、26ページをご覧ください。

都市計画税

(目的税)

1 都市計画税とは

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用にあてるために、目的税として課税されるものです。

2 納税義務者

毎年1月1日現在、千葉市内の市街化区域に土地、家屋を所有されている方

3 税額の計算

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (0.3\%)} = \text{税額}$$

- ・固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。
- ・原則として、当該年度の固定資産の価格を課税標準とします。ただし、土地については、固定資産税と同様、税負担の調整措置の適用等がある場合は、価格より低く算定します。
- ・免税点についても固定資産税と同じ金額になります（詳しくは44ページをご覧ください）。

(1) 評価替え

都市計画税の評価替えについては、基準年度（3年ごと）に評価替えを行うなど、固定資産税と同様の方法によります（詳しくは44ページをご覧ください）。

(2) 土地の評価

ア 住宅用地に対する課税標準の特例

- ① 小規模住宅用地（住宅1戸につき200㎡までの部分）の課税標準額は、価格の3分の1の額に軽減されます。
- ② その他の住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）の課税標準額は、価格の3分の2の額に軽減されます。

イ 土地の課税標準額の算出方法

都市計画税についても、固定資産税と同様に、課税の公平の観点から税負担を緩和する措置が講じられています。

① 商業地等（事務所・店舗の敷地、駐車場等の土地）

負担水準	令和7年度課税標準額
70%超	令和7年度評価額 × 0.7
60%以上70%以下	令和6年度課税標準額を据え置き
60%未満	令和6年度課税標準額 + 令和7年度評価額 × 5%

令和6年度の課税標準額に令和7年度の評価額の5%を加えた額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とします。

② 住宅用地及び特定市街化区域農地

負担水準	令和7年度課税標準額
100%以上	令和7年度評価額（×住宅用地特例率1/3・2/3）
100%未満	令和6年度課税標準額＋令和7年度評価額（×住宅用地特例率1/3・2/3）×5%

令和7年度評価額の20%を下回る場合には20%相当額とします。

③ 生産緑地地区内の農地

次のいずれか低い額が課税標準となります。

- ・令和7年度評価額
- ・令和6年度課税標準額×負担調整率（注）

（注）負担調整率

負担水準（※）	負担調整率
90%以上	1.025
80%以上90%未満	1.05
70%以上80%未満	1.075
70%未満	1.1

$$\text{※負担水準} = \frac{\text{令和6年度課税標準額}}{\text{令和7年度評価額（×住宅用地特例率1/3・2/3）}} \times 100（\%）$$

（3）家屋の評価

家屋の都市計画税の評価については、固定資産税と同様の方法で行います。

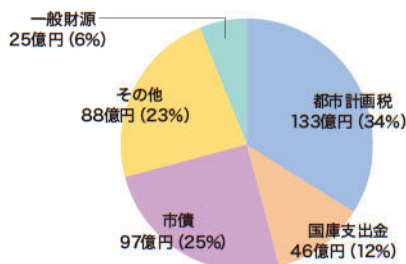
4 納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。

5 都市計画税の用途状況（令和5年度決算）

区 分	事業費 (千円)	構成比 (%)	財 源 内 訳 (千円)				
			国庫支出金	市債	その他	一般財源	都市計画税
街路事業	2,578,061	6.63	1,036,501	1,162,000	0	60,131	319,429
公園事業	525,375	1.35	16,453	490,000	0	2,998	15,924
下水道事業	10,406,449	26.77	2,660,802	6,899,600	538,862	48,665	258,520
区画整理事業等	2,742,843	7.06	881,666	1,128,000	108,439	98,973	525,765
地方債償還	22,621,637	58.19	0	0	8,109,292	2,299,088	12,213,257
合 計	38,874,365	100.00	4,595,422	9,679,600	8,756,593	2,509,855	13,332,895

事業の財源の内訳
(全事業費合計：389億円)



軽自動車税(種別割)

(普通税)

1 軽自動車税(種別割)とは

軽自動車税(種別割)は、財産税としての性格と、道路損傷負担金としての性格をあわせ持った税金で、軽自動車などの所有者等に納めていただくものです。



2 納税義務者

4月1日現在、原動機付自転車、二輪及び三輪以上の軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有(または使用)している方

※農耕作業用トラクターやコンバイン、フォークリフトなどの小型特殊自動車を所有されている場合は、公道走行の有無に関わらず、軽自動車税(種別割)の課税対象となります。

3 税率

(1) 原動機付自転車及び二輪車等

種	別	税率(年税額)
原動機付自転車	50cc以下または定格出力0.6kw以下のもの ※1 (白色の標識)	2,000円
	50ccを超え90cc以下または定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの (黄色の標識)	2,000円
	90ccを超え125cc以下または定格出力0.8kwを超え1.0kw以下のもの (桃色の標識)	2,400円
	ミニカー※2 (水色の標識)	3,700円
二輪の軽自動車	125ccを超え250cc以下の二輪	3,600円
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円
小型特殊自動車	農耕用のもの(コンバインや田植機など)	2,400円
	その他のもの(フォークリフトなど)	5,900円

※1 特定小型原動機付自転車及び125cc以下かつ最高出力4.0kw以下の車両含む

※2 ミニカーとは、50cc以下で、車室があるか、または左右の車輪の距離が50cmを超える三輪以上の原動機付自転車をいいます。ミニカーの標識(水色)を交付する際には、仕様書やカタログ、車両の写真等が必要になります。

(2) 三輪以上の軽自動車

自動車検査証に記載されている初度検査年月により、異なる税率となります。

令和7年度の税率は次ページの別表1のようになります。

ア 初度検査年月が「平成24年4月～平成27年3月」の車両は①が適用されます。

イ 初度検査年月が「平成27年4月」以降の車両は②が適用されます。

ただし、グリーン化特例(軽課)に該当する場合は別表2の税率が適用されます。

ウ 初度検査年月が「平成24年3月」以前の車両は③が適用されます。ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ハイブリッド軽自動車並びに被けん引車は①のままです。

別表1

車種区分			税率（年税額）		
			①旧税率	②新税率	③経年車重課
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

エ 環境負荷の小さい車両に対する特例措置（軽課）

初度検査年月が「令和6年4月」から「令和7年3月」までの車両で、排ガス、燃費性能の優れた車両については、令和7年度（取得の翌年度のみ）は別表2の「グリーン化特例（軽課）」が適用されます。燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

別表2

車種区分			電気自動車等 （※1）	ガソリン車・ハイブリッド車（※2）	
				令和2年度燃費 基準達成かつ令 和12年度燃費基 準+90%達成車	令和2年度燃費 基準達成かつ令 和12年度燃費基 準+70%達成車
三輪			1,000円		
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円		
	貨物用	営業用	1,000円		
		自家用	1,300円		

※1 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス基準10%低減達成車又は平成30年排出ガス規制適合車）

※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★低排出ガス車）または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

4 納税の方法

市税事務所からお送りする納税通知書により、5月末日（当日が土曜日または日曜日の場合は、次の月曜日）までに納めていただくことになっています。

5 申告

軽自動車などについて取得・名義変更・廃車を行う場合は、次ページの車種に対応した申告場所で手続きをしてください。

車 種	申 告 場 所
原 動 機 付 自 転 車 (125cc以下) 小 型 特 殊 自 動 車	・東部市税事務所 市民税課 管理班 ・中央市税出張所 ・緑市税出張所 ・西部市税事務所 市民税課 管理班 ・花見川市税出張所 ・稲毛市税出張所 (所在地・連絡先は57、58ページをご覧ください)
二輪の軽自動車 (125ccを超え250cc以下) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	関東運輸局千葉運輸支局 テレホンサービス ☎050-5540-2022
軽自動車 (三輪以上)	軽自動車検査協会 千葉事務所 ☎050-3816-3114 検査予約 ☎050-3146-3048

6 減免

障害者の方など一定の要件を満たす場合、一人一台に限り、申請により減免が受けられる制度があります。ただし、自動車税(県税)の減免を受けている方は受けられません。

また、身体障害者等のために車椅子固定装置やリフトなどを設けている軽自動車については、一定の要件を満たす場合、申請により減免が受けられる制度があります。

減免を受けるためには、毎年度、申請が必要です。申請期間は毎年2月1日から納期限(原則、5月末日)までです。

お問い合わせ先 57ページ 東部市税事務所法人課法人班

市たばこ税

(普通税)

1 市たばこ税とは

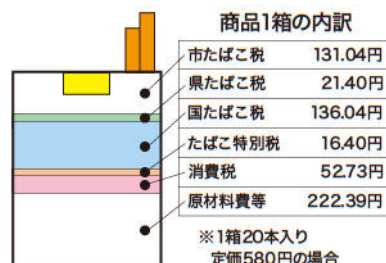
市たばこ税は、卸売販売業者等が千葉市内の小売販売業者(たばこ店等)に売り渡したたばこに対して課税される税金です。

2 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者

3 税額の計算

売り渡したたばこの本数 × 税率 (1,000本につき6,552円)



事業所税

(目的税)

1 事業所税とは

事業所税は、大都市の都市環境の整備や改善に要する費用にあてるために設けられた税金です。事業所税には床面積に応じて負担していただく資産割と、従業者に支払った給与の額に応じて負担していただく従業者割があります。

2 納税義務者

事業所等(※)において事業を行う法人または個人

※事業所等とは、事業の必要から設けられた人的・物的設備で、継続して事業が行われる場所をいいます(自己の所有に属するものかどうかは問いません)。

3 税額の計算

区 分	資 産 割	従 業 者 割
課税標準	課税標準の算定期間の末日における事業所等の用に供する事業所用家屋の床面積(事業所床面積)	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
算定期間	個人:1月1日～12月31日 法人:事業年度	
税 率	1㎡につき600円	0.25%
免 税 点	事業所床面積1,000㎡以下	従業者数100人以下

※市内に複数の事業所等がある場合には、市内にあるすべての事業所等を合算して課税されます。

4 納付の方法

法人の場合は事業年度終了の日から2か月以内に、個人の場合は事業を行った年の翌年3月15日までに申告を行い、申告した税額を納めていただくことになっています。

5 非課税

次のものは、その施設の性格から非課税とされています。

- (1) 公共法人・公益法人などが行う収益事業以外のための施設
- (2) 農林漁業者の生産施設、福利厚生施設など

6 課税標準の特例

次のものは、その施設の性格、施策の整合性、税負担の均衡などの見地から、事業所税の負担の軽減を図るため、課税標準の特例措置が講じられています。

- (1) 国の施策として奨励するもの
- (2) 広大な面積を有することが不可欠な業種で、税負担が一般的に著しく過重となる施設